

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 242 「収益認識に関する重要な会計方針の注記」について

2022年1月31日に日本公認会計士協会より「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」が公表されました。この中で、収益認識に関して、貸借対照表及び損益計算書における表示、並びに、重要な会計方針の注記及び収益認識に関する注記について解説されています。

収益認識に関する会計基準（以下、「会計基準」）は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用され、四半期での開示が必須である収益の分解情報を除くと、重要な会計方針の注記及び収益認識に関する注記は多くの企業で年度の財務諸表で初めて開示されることとなります。このうち、本稿では重要な会計方針の注記について解説します。

（会計基準上の取扱いについて）

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の項目の注記が求められます（会計基準第80-2項）。

- (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

また、上記以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記するとされています（同第80-3項）。

(1)に関して、例えば、次の内容が契約に含まれる場合には、その内容を注記するとされています（同第80-14項及び第182項）。

1. 財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が他の当事者の代理人として行動する場合）
2. 返品、返金及びその他の類似の義務
3. 財又はサービスに対する保証及び関連する義務

また、(2)に関して、「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」は、通常、同じと考えられますが、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用した場合には、両時点が異なる

る場合があり、そのような場合には重要な会計方針として「収益を認識する通常の時点」について注記するとされています（同第 163 項）。

なお、重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができるとされています（同第 80-8 項）。このため、会計方針との関連性が高く、収益認識に関する注記に記載される「収益を理解するための基礎となる情報」は、全て又はその一部を重要な会計方針に記載することも考えられます。

（有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた留意事項について）

金融庁から令和 2 年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた留意すべき事項の一つとして、IFRS 第 15 号に関する事項の改善事項と改善の方向性が示されており、「収益認識に関する会計基準」の適用会社にも参考になると考えられるとされています。この中で、本稿に関して、以下が示されています。

1. 履行義務の内容

（改善の余地がある事項）主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。

（改善の方向性）主要な履行義務につき、企業が移転を約束した財やサービスの内容を企業固有の内容で具体的に説明する。特に、サービスについては履行義務の充足時期についての説明を補足するため、より具体的な説明をする。説明の詳細さについては他の注記（収益の分解等）の内容を考慮して決定する。

2. 代理人取引

（改善の余地がある事項）代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。

（改善の方向性）どの履行義務において、企業が代理人として行動しているかを明確に説明する。

3. 履行義務の充足時期

（改善の余地がある事項）履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業特有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。

（改善の方向性）主要な履行義務に関する充足時期につき、企業特有の内容を反映して具体的に説明する。特に、サービスの提供や一定の期間にわたり充足する履行義務は様々な種類の契約が存在すると考えられるため、詳細に説明する。

以上